

(別紙)

高松市こども未来館飲料自動販売機設置運營業務仕様書

1 設置の目的

子育て支援の充実と施設利用者の利便の向上を図ることを目的として、飲料自動販売機（以下、「自動販売機」という。）を設置する。

2 設置場所及び台数

高松市松島町一丁目15番1号

たかまつミライエ内1階自動販売機コーナー 1台

3 自動販売機で販売する商品及び自動販売機の機能等

第1項に掲げる目的を達成するため、自動販売機の販売する商品、機能等は、次の各号に掲げる内容とする。

(1) 飲料の商品

ア 缶又はペットボトル等の清涼飲料水であること（酒類は不可）

イ 商品については多様な世代のニーズを想定し、種類を幅広く取り揃えること
特に、子育て世代を対象とする商品については充実させること

ウ 商品価格については、市場価格及び周辺の実勢価格と均衡のとれたものであること

エ 季節に応じた商品設定を行い、売上動向を把握する中で、適宜、商品の見直しを図ること

(2) 自動販売機の機能等

ア 省エネルギータイプのものであること

イ 自動販売機内での保管など商品の衛生環境に配慮した機器であること

ウ 使用電力量を計測する電気子メーターを備えること

エ 耐震対策（転倒防止策等）を施すこと

オ 周囲の景観を損なわないものであること

4 設置運營業業者（以下、「設置事業者」という。）の管理運営

設置事業者は、設置する自動販売機及び商品について、次の各号に掲げる条件を満たすとともに、善良な管理者の注意をもって管理運営を行うものとする。

(1) 自動販売機の設置及び撤去に要する費用については、設置事業者が負担するものとする

(2) 1週間に1回以上の訪問、若しくは遠隔監視・通信等の手段で商品の在庫や売上状況を把握・確認し、適宜、売上代金の回収を行うとともに、商品の売り切れや釣銭切れの状態を生じさせないこと

(3) 自動販売機の故障、苦情等に対して、速やかに対応すること

(4) 自動販売機に飲料の回収BOXを併設し、定期・随時において容器の回収に努めるとともに、全て分別し、リサイクルするなど、環境にも配慮すること

(5) 商品等の搬入・搬出、故障対応等において、施設利用者等の迷惑にならないようにすること

(6) 設置事業者は自動販売機の撤去に当たっては、使用施設を原状回復させるものとする

(7) その他不測の事態に当たっては、適宜適切な誠意ある対応をとること

5 高松市行政財産の目的外使用許可申請

自動販売機の設置は、本市行政財産の目的外使用に該当することから、目的外使用許可申請を行うものとする。

6 施設使用料等の納付

設置事業者は、次に掲げる高松市行政財産の目的外使用に関する使用料条例別表に規定する使用料及び別途契約する飲料自動販売機の販売手数料に関する契約書に規定する販売手数料を、本市が指定する期日までに納付しなければならない。

(1) 自動販売機設置施設使用料

高松市行政財産の目的外使用に関する使用料条例別表1に基づき算出される使用料額（年額、ただし、契約期間が1年に満たない場合は月割）

(2) 電気使用料負担金

実費に相当する額（高松市行政財産の目的外使用に関する使用料条例別表1に基づき本市が計算する額）

また、当該負担金の請求において、当施設電力供給事業者のインボイス情報を記載した電気使用料の立替金精算書を交付する

(3) 販売手数料

飲料自動販売機の販売手数料に関する契約書に規定する金額（設置事業者が提案した販売手数料率により算出した額）

また、設置事業者がインボイス仕入明細書方式を採用している場合は、適格請求書を交付しないものとする

※ (1) については年額一括前納、(2)・(3) については月毎の額が確定した後、本市所定の納付書で指定期日までに納付するものとする。

7 現行飲料自動販売機の販売本数実績

| 区分 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度※ |
|----|--------|--------|--------|
| 1階 | 5, 651 | 4, 729 | 3, 874 |

※7年度は、R8.1月末現在

8 その他

前項までに定めのない事項又は疑義が生じた事項については、本市と設置事業者との間で協議の上、決定するものとする。